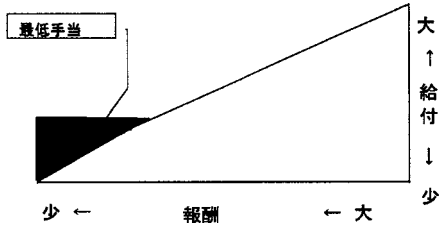
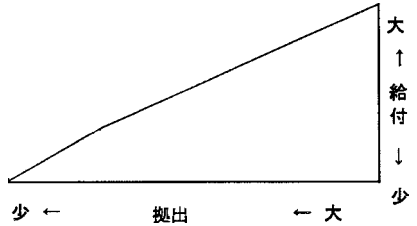


国内	イタリア	
公的年金の体系 保険料財源 税財源	報酬方式（1995年12月31日までに労働を開始していた者に適用） 	拠出方式（1996年1月1日以降の新規採用者に適用） 
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	◎被用者 ◎自営業者の大部分 ×無職（ただし△主夫・主婦）	
保険料率	保険料率：被用者については33%，自営業者については，年齢，居住地，所得，他の保険制度への加入状況などに応じて12.8%～25.72%（2009年）。	
支給開始年齢	・老齢年金：男性65歳，女性60歳。 ・年功年金：2009年6月まで被用者58歳，自営業者59歳。以降，2009年7月から2010年まで被用者59歳，自営業者60歳，2011年から2012年まで被用者60歳，自営業者61歳，2013年以降被用者61歳，自営業者62歳。ただし，保険料納付期間が40年以上ある場合は，年齢を問わない。	男性65歳，女性60歳。 ただし，35年以上の保険料納付期間がある場合は，左記の年功年金の場合と同じ。また，40年以上の保険料納付金がある場合は，年齢を問わない。
基本受給額	下記「給付の構造」参照。	
給付の構造	・老齢年金と年功年金から選択。 ・年金額は，老齢年金および年功年金のいずれも，報酬に直接連関する「報酬方式」で算出。 【受給額】 現役時代の年収額の平均×保険料納付年数（最高40年）×支給率（原則2%）	・老齢年金のみ。 ・老齢年金額は，納付した保険料額を年金受給額の算定の基礎として用いる「拠出方式」で算出。 【受給額】 拠出総額×転換指数 ※拠出総額は，年収に算定率（被用者の場合33%）を乗じた額を，全就労期間について合算する。転換指数は，支給開始年齢が高いほど高く設定されている。
所得再分配	下記「国庫負担」参照。	
公的年金の財政方式	賦課方式	
国庫負担	最低手当やみなし拠出など，保険料に対応しない給付が支給される場合。	左に同じ。ただし，下記のように，最低手当の保障はない。
年金制度における最低保障	低年金者かつ低所得者のうち，①65歳までの者については，最低手当（trattamento minimo，月額458.2ユーロ，2009年）まで，および，②70歳以上の者については，社会的増額措置（maggiorazione sociale，月額594.64ユーロ，2009年）までの増額がある。	右のうち，②のみ存在。
無年金者への措置	イタリア在住の65歳以上の低所得者（単身者では年収5,317.65ユーロ以下，2009年）には，社会手当（assegno sociale）を支給（月額409.05ユーロ×13ヶ月分，2009年）。	
公的年金と私的年金	補足的保障制度（previdenzacomplementare）により公的年金を補完。また，伝統的に退職手当（trattamento di fine rapporto，TFR）と呼ばれる退職金制度も存在。	

イタリアの年金制度

中益陽子（都留文科大学文学部講師）

1. 制度の特色

イタリアの公的年金制度は、賦課方式で運営される強制加入の公的年金制度を1階部分として、積立方式で任意加入の民間年金制度（補足的保障制度 *previdenza complementare* と呼ばれる）を2階部分として整序されている。

公的年金制度の対象者は、基本的に就労者のみであり、日本のような国民皆年金の発想を現在もっていない。ただし、この場合の就労者とは、広く自営業者を含む。現行では、伝統的なタイプの自営業者（自営農、職人、商人）のほか、準従属労働者とよばれる新しいタイプの労働者（法的には自営業者に分類されるものの、経済的・社会的従属性の点では被用者と同視される者）などにも公的年金制度への加入を義務づけている。この場合、自営業者に対しても、所得比例で社会保険料を徴収し、所得比例の年金を支給する点が1つの特徴である。

イタリアの制度の特色としては、保険事故の点も挙げられる。イタリアでは、老齢、障害および被保険者死亡の場合に年金を支給するほか、一定の保険料納付期間と労働からの引退を要件として支給される「年功年金」もある。この年功年金は、高齢者の所得保障という点で、実質的な機能が老齢年金と重なることもあり、1995年の「ディーニ改革」で将来的な廃止が決定された（1996年以降の新規採用者には支給されない）。しかしながら、年功年金が果たしている実際上の役割の大きさから、その支給要件の変更は、現在でも常に大きな政治問題となっている（後述8参照）。

また、1995年改革では、「拠出方式」とよばれる年金算定方式が採用されたことも注目される。これは年金支給額を社会保険料納付額に直接に関連させる方式（いわゆる概念上の拠出建て方式）であり、スウェーデンやポーランドなどでも採用されたこと（いずれも1999年の年金改革において）が知られている。ただし、それまでのイタリアで採用されてきた報酬ないし所得に直接に関連させて年金給付額を決定する方式（「報酬方式」と呼ばれる）もすぐに

は廃止されないことになったため、現在のイタリアでは拠出方式と報酬方式とが併存する形になっている（後述4参照）。

2. 沿革

イタリアの公的年金の端緒として挙げられるのは、肉体労働従事者に対して老齢給付を保障した1898年の全国保障金庫の創設である。もっとも、この全国保障金庫への加入は任意であり、強制保険への転換は1919年だった。当時の制度概要は、月収350リラ以下の労働者（一部自営業者も含む）に対して、老齢年金、障害年金および遺族年金を支給するというものである。1919年に確立した同システムは、ファシスト政権下の諸法律によって補完され、その後の制度の基礎となっている。

大戦後の公的年金制度の発展としては、まず被保険者の範囲の拡大が挙げられる。1950年に所得の上限が撤廃され、基本的に被用者はすべて公的年金制度の対象となった。また、1950年代から1960年代にかけては、自営農・小作農・折半小作農（1957年）、職人（1959年）および商人（1966年）にも公的年金制度への加入が義務付けられた。この時期には、低額の年金を一定額まで増額し補完する最低手当の措置も導入されている（1952年）。

1960年代から1970年代には、普遍主義の傾向が強まった。こうした傾向を表すものとして典型的なのは、1965年の社会基金の創設である。社会基金は、1969年導入の社会年金（65歳以上の低所得者に対する給付）の支給など、租税を投入して運営されるものであった。同基金は1989年に廃止されたが、その役割は後述のINPS（全国社会保障機関）のもとに設置された、GIAS（扶助措置・保障事業支援事業）に引き継がれている。

財政のバランスを欠く給付が支給されるようになったのもこの時期である。たとえば、退職直前の5年間の平均報酬に基づいて年金額を算定する報酬方式の導入（1968年）や年齢ではなく退職の事実と就労期間（15年から35年）を要件とする年功年金の導入（1969年）などである。

しかし、こうした「寛大な」措置は、とりわけ少子高齢化の問題が深刻になるにつれ、イタリアの公的年金制度の財政にとって大きな負担になった。

1990年代以降の諸改革は、従来の不合理なシステムを修正し、過度の支出を抑える措置を実施している。このような修正としては、受給年齢の引上げ（男性65歳、女性60歳へ）や保険加入期間・保険料納付期間の拡張（20年へ）といった老齢年金受給要件の見直し（1992年）、1996年1月1日以降の新規採用者に対する拠出方式・新老齢年金の導入および年功年金・最低手当の廃止、ならびに、1995年12月31日までの既就労者に対する年功年金の要件の見直し（年齢要件の導入等）および報酬方式の修正（算定の基礎となる参照報酬を全就労期間の報酬に拡大。以上、1995年のディーニ改革）などがある。また、労働形態を偽って保険料負担を不当に逃れる者が増加したため、いわゆる準従属労働者（法的には自営業者であるが、経済的従属性に鑑みてこのように呼ばれる）に対して強制保険制度が拡張された（1993年）。

他方で、公的年金制度を補完するものとして、補足的保障制度も創設された（1992年）。補足的保障制度は加入者が伸び悩んできたが、近年の改革（とくに2004年の「ベルルスコーニ＝マローニ改革」、本誌26巻4号を参照）によっても、今のところ期待されたほどの効果は上がっていないようである（2005年の加入者は、制度の潜在的対象者のうち12.3%にとどまる）。

3. 制度体系の概要

1で述べたとおり、イタリアの公的年金制度は、被用者および自営業者の大部分を対象とする所得比例年金である。従来の公的年金制度は、職業ごとに年金事業や年金基金・金庫が乱立してきたが、近年の諸改革により、これを統一し、制度を合理化することが目指されている。無償で家政活動を行う65歳以下の男女（いわゆる主夫・主婦）には、特別基金（主婦保障基金）が用意され、任意加入の途が開かれている。なお、2004年12月31日時点における公的年金制度の被保険者数は2450万人強、詳細は下表の通りである（絶対数）。

一方、2階部分である補足的保障制度は、被用者および自営業者、自由専門職を対象とする任意加入の制度である。制度の運営主体である年金基金には、①労働協約や就業規則によって企業単位または職種・職業単位で設立される「閉鎖型基金」と、②銀行や保険会社などによって設立される「開放型基金」がある。①の年金基金の特徴に鑑みれば、補足的保障制度は、企業年金としての性格を含むものといえよう。

4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

給付算定方式は基本的に2種類ある。1995年12月31日までにすでに就労を開始していた者に適用される報酬方式と、1996年1月1日以降の新規採用者に適用される拠出方式である。報酬方式の適用される者については、老齢年金の代わりに年功年金を受給することも可能であるが、いずれの年金を受給する場合にも、報酬方式が用いられる。一方、拠出方式の適用される者については、年功年金の支給が予定されていないため、老齢年金だけが支給されることになる。

まず、報酬方式とは、報酬に直接に関連させて給付額を決定する方式であり、具体的な年金の支給額は、下記の式により算定される。

$$\begin{aligned} \text{年金額} &= \text{現役時代の年収額の平均} \\ &\quad \times \text{保険料納付年数（最高40年）} \\ &\quad \times \text{支給率（原則2\%）} \end{aligned}$$

年金の支給額の算定となる現役時代の平均年収額は、基本的に全就労期間が参照されるが、拠出期間や労働開始日によって、退職前の5年もしくは10年の年収が算定基礎となる場合もある。

一方、拠出方式とは、納付した保険料の額を基礎とする算定方法であり、次のようになる。

$$\text{年金額} = \text{拠出総額} \times \text{転換指数}$$

拠出総額は、年収に算定率（被用者の場合33%）を乗じた額を、全就労期間についてすべて足して算出する。この拠出額とは、あくまで計算上のもので

部門	公共部門	民間部門				被保険者計
		被用者	自営業者	自由専門職	民間部門計	
被保険者数	3,169,339	12,907,130	7,686,871	893,911	21,487,912	24,657,251

出典：ISTAT, *Annuario statistico italiano 2006*

あり、実際に保険料が積み立てられているわけではないことに注意する必要がある。転換指数は、年金受給開始時における受給権者の年齢に応じて異なり、受給開始年齢が高いほど、転換指数も高く設定されている（57歳の4.720から65歳の6.136まで）。転換指数は、5年ごとにISTAT（国立統計局）の公表する国内総生産の指数を考慮して修正される。

年金受給年齢は、適用される給付算定方式の種類、受給しようとする年金の種類、保険料納付期間、性別および就労形態（被用者か自営業者か）により異なる（後述 8 参照）。

5. 負担, 財源

財源は基本的に保険料で賄うが、保険料に対応しない給付については租税が投入される。

保険料は、労働者のカテゴリーごとに決定される。たとえば、被用者ならば、賃金（税控除前）の33%である（使用者負担23.81%、被用者負担9.19%）。保険料の賦課される賃金の範囲は、2009年で、日額43.49ユーロ以上である。1996年1月1日以降に雇用された被用者（拠出方式の適用者）については、保険料賦課賃金の上限も設定されている（2009年で、年収91,507ユーロ）。

一方、自営業者の保険料率は、所得の多寡や年齢、就業の状態に応じて異なる（2009年の場合、12.8%から25.72%まで）。保険料は、職人や商人、自営農については自営業者自身が全額負担するのに対して、準従属労働者の場合は、保険料の3分の2を注文主が負担し、労働者本人負担分は3分の1のみである。

6. 財政方式, 積立金の管理運用

拠出方式にせよ、報酬方式にせよ、公的年金制度については賦課方式で運営されている。

7. 制度の企画・運営体制

年金制度の企画は、労働保健社会政策省（2009年

11月現在）が担当している。

公的年金制度を運営する中心的な機関はINPS（全国社会保障機関）である。INPSは国から独立した公社であり、すべての民間労働者、公社の職員、自営業者の一部などに関する年金事業を担っている（公的年金制度の被保険者のうち78.6%をカバー、2004年）。このほか、国家公務員、地方公務員、上級管理職および自由専門職（ジャーナリストや興行労働者、医師等）などについては、独自の基金・金庫が存在する。

8. 最近の論議や検討の動向・課題（今後の見通し, 評価を含む）

(1) 年金受給年齢の引き上げ

前述の通り、イタリアには、高齢者に対する給付として、老齢年金のほかに年功年金と呼ばれる給付も存在する（ただし、1995年までに就労を開始していた者に限って支給される）。年功年金には、当初年齢要件が定められていなかったため、年金の早期受給の原因であると考えられてきた。1995年の改革により年齢要件が導入された後も、同年金の年齢要件をいかに引き上げるかが、公的年金制度改革における1つの焦点となっており、制度の改変が頻繁である。

現行法（2007年12月24日法律247号）によれば、2008年から2009年6月までの期間は、それまでの57歳という年金受給年齢を58歳に引き上げることとされている（被用者の場合）。これに対して、2009年7月以降はいわゆる「定数方式」という仕組みが採用される。これは、保険料納付年数（最低でも35年以上必要）と被保険者の年齢（最低限満たすべき年齢あり）を足した数が一定以上のときに年金受給を認める方式である（表参照）。ただし、保険料納付期間が40年以上ある場合には、被保険者の年齢に関わらず、年金の受給が可能である。

一方、1996年以降に就労を開始した者には、老齢

「定数方式」による年功年金の受給要件（被用者の場合）

	2009年7月1日から2010年まで	2011年から2012年まで	2013年以降
保険料納付年数と年齢の合計	95	96	97
最低年齢	59	60	61

※自営業者の場合は、「保険料納付年数と年齢の合計」および「最低年齢」が、被用者に比べていずれも1年ずつ高い。

年金だけが支給される。この老齢年金に関しては、制度が導入された1995年の改革当初、最低57歳での受給が可能であった（これに対して、同じく拠出方式をとるスウェーデンでは61歳から、ポーランドでは65歳から）。しかし、このような要件の設定は、老齢年金の早期受給の増加をもたらしかねなかったため、2004年の改革で、老齢年金についても年金受給年齢の引き上げが実施された。この結果、現在の老齢年金の受給要件は、次のようになっている。①保険料納付期間5年以上、および、男性65歳、女性60歳、②保険料納付期間35年以上、および、年功年金の受給年齢への到達（前記参照）、または、③保険料納付期間40年以上（受給年齢は問わない）、である。ただし、65歳より前に年金を受給する場合には、受給額が、社会手当と呼ばれる社会扶助給付の額（2009年で月額409.05ユーロ）の1.2倍を下回らないことが必要である。

なお、近年の改革においても、報酬方式の適用を受ける者（1995年までに就労を開始した者）の老齢年金については、受給要件（保険加入期間・保険料納付期間20年のほかに、男性65歳、女性60歳という

年齢への到達）に変更はない。

こうした年金受給年齢の設定については、性別による格差が存在する可能性があることを問題視して、女性の年金受給開始年齢を65歳に引き上げるべきとの意見が、閣僚等から主張されている。

(2) 就労収入との調整

一方、年金受給年齢との関わりがある議論として、就労収入との併給も問題となってきた。

従来の制度においては、就労収入と老齢・年功年金との併給が認められないケースがあった。このように、年金か就労による収入かの二者択一の仕組みのもとでは、高齢者の就労継続の意欲を阻害し、最低限の年金受給年齢に達すると同時に年金の支給を開始するインセンティブを労働者に与えかねない。また他方で、年金を受給しつつも、非公式に就労を続けるタイプの闇労働を蔓延させる危険性もあった。

こうした事態を避けるため、2009年1月1日以降は、老齢・年功年金と就労収入（従属労働による収入か、自営業によるものかは問わない）との併給をほぼ全面的に認めるとの法改正が実施されている（2008年8月6日法律133号）。